

「人生100年時代の財産管理のいろは」
～まずはここから始めよう～

2020年10月

M U F G 相続研究所
所長小谷亨一

- 1 . 長寿時代は何が変わるか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2 ～ 5
- 2 . 長寿時代の備え（財産管理マネージメント）・・・・・・・・ P. 6 ～ 17
- 3 . 専門家を活用する意味・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P . 1 8

1. 長寿時代は何か変わるか

長寿化の状況

令和元年	平均寿命	寿命中位	最頻値
男性	81.41	84.36	85～89
女性	87.45	90.24	90～94

(出典：厚生労働省 令和元年簡易生命表の概況)

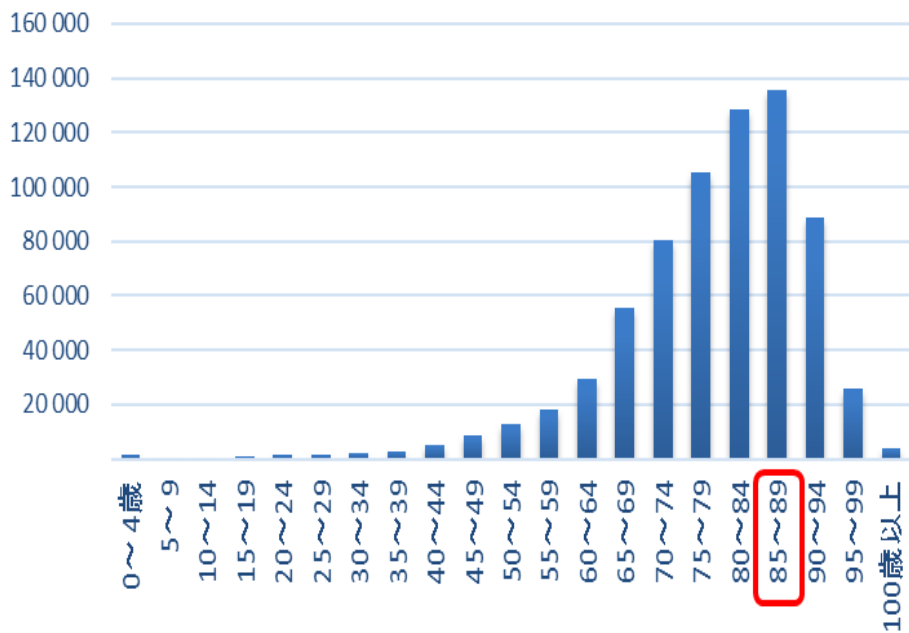
**実際の寿命はすでに平均寿命よりも
さらに上にあるのが実態です**

平均寿命：0歳の平均余命

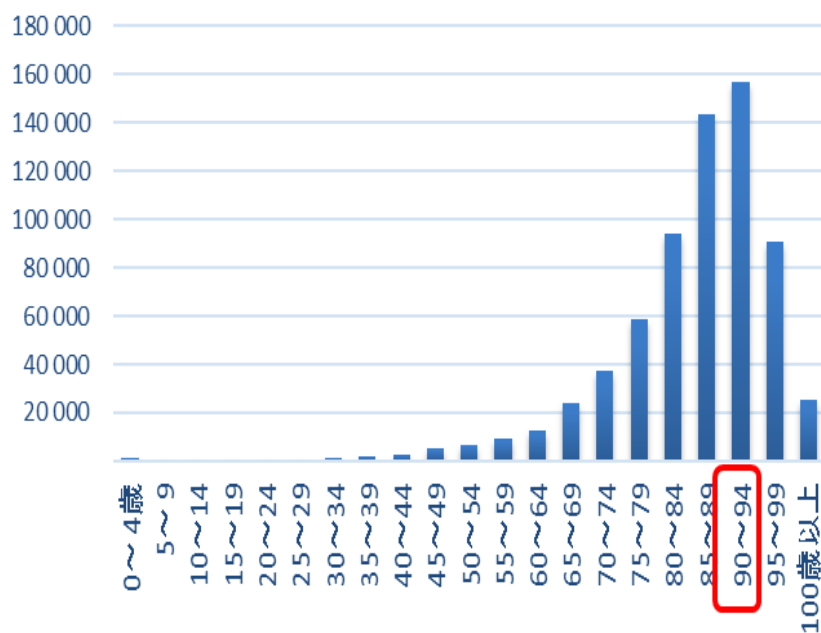
寿命中位：出生者のうちちょうど半数が生存すると期待される年齢

最頻値：最も頻度が高い

年齢別(5歳階級)死亡数・男性(令和元年)



年齢別(5歳階級)死亡数・女性(令和元年)

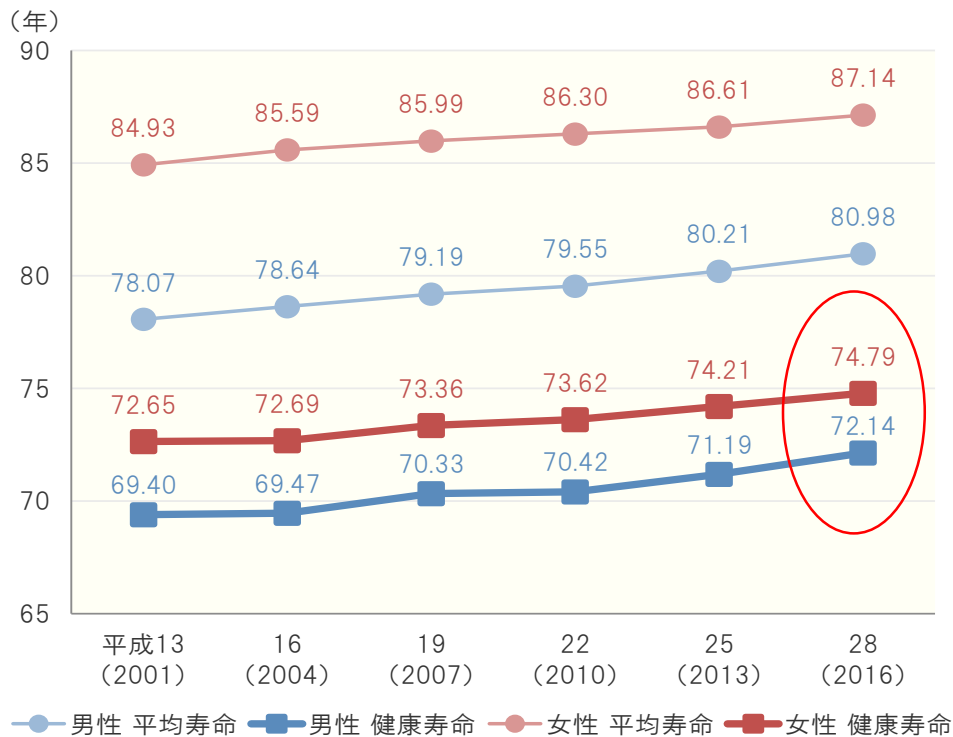


1. 長寿時代は何が変わるか

課題1 健康寿命と認知症有病率

健康寿命と平均寿命の推移

平均寿命に比べ健康寿命は、低く
男性72.14 女性74.79

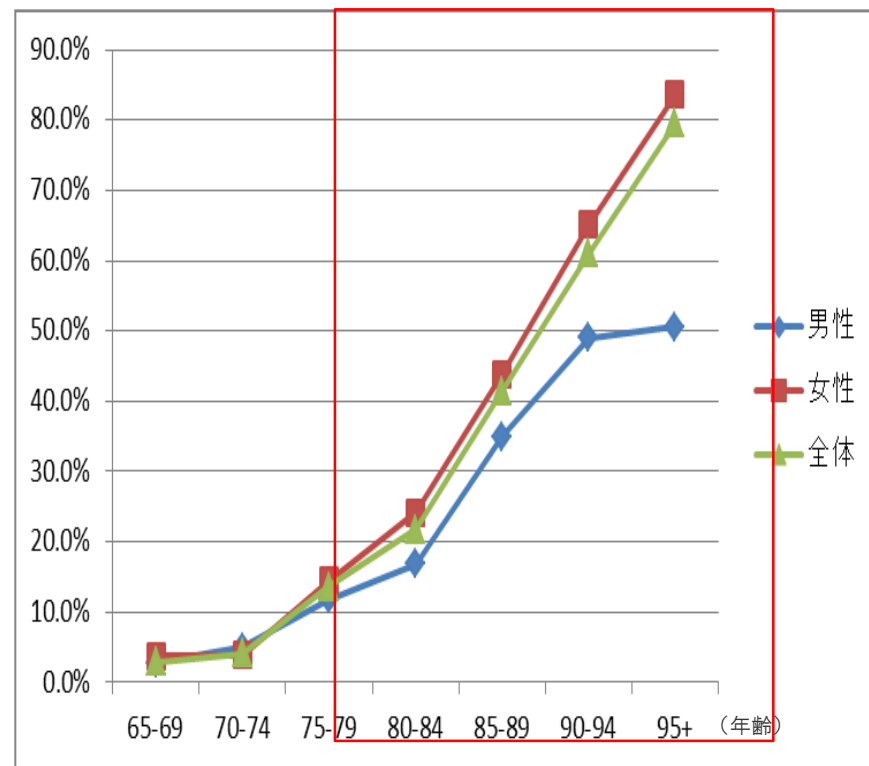


出典：2019年版高齢社会白書（内閣府）

- 平均寿命・・・0歳の平均余命
- 健康寿命・・・日常生活に制限のない期間

年齢階級別の認知症有病率

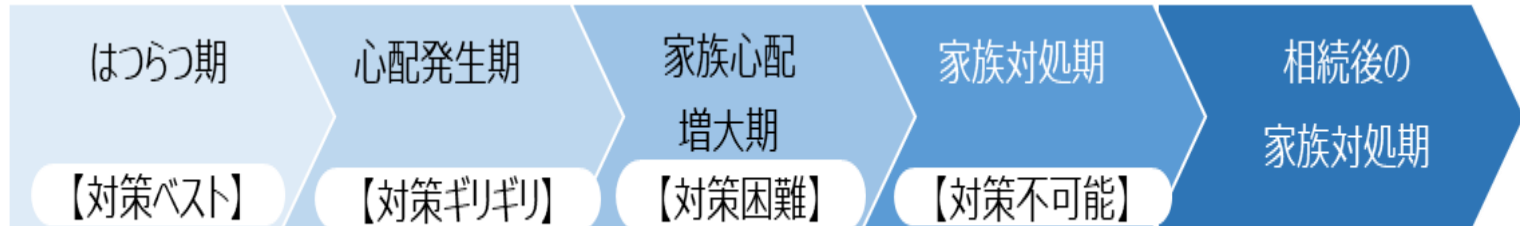
70代終わりより有病率の傾斜が大きくなっており、80代には急速に有病率が増加



※出典：認知症年齢別有病率の推移等について
(首相官邸ホームページ)

1. 長寿時代は何が変わるか

健康寿命や認知症有病状況から考えると



(目安) 【70代前半】 【70代後半～80代前半】 【80代後半～】

**遅くとも70歳代前半には、
認知機能の低下や資産承継に向けた
備えが必要と認識しましょう**

1. 長寿時代は何が変わるか

課題2 長寿化による資産承継の変化とは

【長寿化する被相続人の年齢から相続人世代の年齢を想定すると】

・親子相続では、親が100歳の時に子どもが70歳のことも

被相続人年齢	70歳代	80歳代	90歳代	100歳代
子どもの 想定年齢	40歳位	50歳位	60歳位	70歳位
孫の想定年齢	幼・小・中	高・大	30歳位	40歳位

・兄弟相続では、双方が高齢になることも

相続世代の高齢化が進むため、承継先の検討も

(例)

- ・高齢の子どもに相続させる？孫に？
- ・高齢の兄弟ではなく世話になった甥姪に？
- ・財産の一部を世話になった人や法人に遺贈？

賢く「財産マネージメント」を行う時代に

コントロールしやすくする

- ・財産の断捨離
- ・財産一覧の活用
- ・人（家族・専門家）
モノ（制度・商品）の
活用

【機能低下時対策】
自分の希望や方針
を考えておく、
制度や商品の活用

【承継対策】
保有財産の特徴
からの検討、
税負担の検討

2. 長寿時代の備え（財産マネージメント）

検討手順

財産一覧の 作成

- 財産を整理し、機能低下に備える
 - 財産全体の棚卸と断捨離
 - 各財産の注意事項などの確認

財産バランスの 確認

- 相続税の概算を知る
- 換金しやすい財産と換金しにくい財産のバランスを確認

対策の検討

- 選択する対策を検討する（機能低下時、相続時）
- 資産の組換えや利用すべき制度や商品の検討

2. 長寿時代の備え（財産マネージメント）

財産をコントロールしやすくする工夫

I. 財産管理を一元化するために財産一覧表を作成する

（金融資産）

取引金融機関名 支店名（少額取引先も記載する）

取引内容（年金入金、公共料金・カードの引き落とし、貸金庫取引、借り入れ、
賃貸先敷金の預かりなど）

（保険関連）

保険会社名

契約種類（投資型年金保険、医療保険、死亡保険、火災・地震保険、家財保険、
自動車保険など）

（土地・建物等）

住所（所在地）、権利関係（所有権、借地権、共有状況など）

利用区分（自宅、アパート、駐車場、田畑、山林など）

その他（借地の場合は契約書の有無、賃貸契約書や鍵の保管に関する事など）

（その他）

ゴルフ会員権、金、書画・骨董

2. 長寿時代の備え（財産マネージメント）

（一覧表の例） 金融資産

取引金融機関	支店	注意事項
〇〇銀行	〇〇支店	年金指定・公共料金引き落としあり、貸金庫
〇〇銀行	△△支店	家賃、カード引き落としあり、敷金あり注意
□□銀行	△△支店	ほとんど使用せず
〇〇農協	〇〇支店	ほとんど使用せず
××証券	××支店	インターネット取引、株式・投資信託

②注意事項が重要
何の管理をしているかを明確にする

①ほとんど使用
していない口座等
は断捨離対象

金融資産の一覧表を作成することの効果

機能低下への備え

- ①不要資産の整理が可能に（断捨離）
- ②管理（引き落とし口座やネット取引、敷金口座など）するにあたり、一目でわかりやすくなります

2. 長寿時代の備え（財産マネージメント）

保険関連

保険会社	契約内容等	注意事項
A B C 生命保険	投資型年金保険	詳細は保険証券参照
A B C 生命保険	終身保険、医療保険	詳細は保険証券参照、死亡保険金受取人など
X Y Z 損害保険	火災・家財保険	詳細は保険証券参照
X Y Z 損害保険	自動車保険	詳細は保険証券参照

- ①医療・介護保険は利用範囲を確認
- ②死亡保険は受取人と金額の確認も

保険関連の一覧表を作成することの効果

機能低下への備え

- ①入院の時などに保険の確認がしやすくなります

承継対策への備え

- ②死亡保険の受取人と金額を確認することで相続時の財産配分も考慮できます

2. 長寿時代の備え（財産マネージメント）

土地・建物等関連

① 賃貸関連（鍵や契約書等）の情報

所在地	建物	利用区分	注意事項
〇〇市〇〇町一丁目4番	所有権	居宅	
××市〇〇町一丁目5番	所有権	アパート	鍵と賃貸契約書は〇〇不動産管理に保管

所在地	土地	利用区分	注意事項
〇〇市〇〇町一丁目4番	所有権	自宅	私道共有あり注意。詳細は売買契約書確認
××市〇〇町一丁目5番	借地	アパート	借地に関する契約書あり

- ② 私道など共有地は注意
- ③ 借地の契約書有無

土地・建物関連の一覧表を作成することの効果

機能低下や承継対策への備え

- ① 賃貸物件関連の情報
 - ② 私道や共有地や境界の杭などの情報も
 - ③ 借地などの場合は、契約書の有無（借地面積の確認など）
- 以上のようなことが確認しやすくなります

2. 長寿時代の備え（財産マネージメント）

その他

種類	注意点
ゴルフ会員権	承継時の制約有無
掛け軸・絵画等	〇〇作
金	購入先等
自社株	

過去に子どもや孫に
住宅や教育に関して多
額な資金援助を行って
いる場合は、それも記載
しておくとうい

その他の一覧表を作成することの効果

承継対策への備え

- ①ゴルフ会員権は、承継に制約のあるものがあります
 - ②骨董などは、価値の判定が難しいため、できれば生前に対応しておくとういです
 - ③自社株は、後継者に渡すことも多いため、承継時の財産分配バランスに影響がでるので注意が必要です
 - ④子どもや孫に対して、多額の資金援助を行っている場合は、その点も分かるようにしておくとういです（住宅資金支援、留学資金支援、自動車購入支援等）
- 以上のようなことが確認しやすくなります

2. 長寿時代の備え（財産マネージメント）

一覧表イメージ（様式自由）

金融資産

取引金融機関	支店	注意事項
〇〇銀行	〇〇支店	年金指定・公共料金引き落としあり、貸金庫
〇〇銀行	△△支店	家賃、カード引き落としあり、敷金あり注意
□□銀行	△△支店	ほとんど使用せず
~~~~~		
〇〇農協	〇〇支店	ほとんど使用せず
××証券	××支店	インターネット取引、株式・投資信託

#### 生命保険金

保険会社	契約内容等	注意事項
A B C生命保険	投資型年金保険	詳細は保険証券参照
A B C生命保険	終身保険、医療保険	詳細は保険証券参照、死亡保険金受取人など
~~~~~		
X Y Z損害保険	火災・家財保険	詳細は保険証券参照
X Y Z損害保険	自動車保険	詳細は保険証券参照

建物

所在地	建物	利用区分	注意事項
〇〇市□□町一丁目4番	所有権	居宅	
××市□□町一丁目5番	所有権	アパート	鍵と賃貸契約書は〇〇不動産管理に保管

土地等

所在地	土地	利用区分	注意事項
〇〇市□□町一丁目4番	所有権	自宅	私道共有あり注意。詳細は売買契約書確認
××市□□町一丁目5番	借地	アパート	借地に関する契約書あり

その他

種類	注意点
ゴルフ会員権	承継時の制約有無
掛け軸・絵画等	〇〇作
金	購入先等
自社株	

2. 長寿時代の備え（財産マネージメント）

Ⅱ－1. 相続税の概算を試算して確認をしてみましょう （一覧をもとにその時点での財産評価を試みる）

- ・相続においては、資産ごとに評価方法が異なったり、様々な特例もあるので課税価格は、通常考えている実勢価格とは異なります
また、特例等の利用には、ルールや制限等がある場合もあり、専門家と相談しながらすすめることが重要です

（例）

土地の評価方法（路線価方式・倍率方式）

賃貸不動産の評価方法（貸家建付地や貸家としての評価）など

特例（配偶者の税額軽減、小規模宅地等の課税価格の特例）など

ここでのポイントは、納税資金が不足していないか？

納税資金が不足している場合は、不動産の売却や延納、物納、金融機関からの借入や相続税軽減に向けた対策などの検討が必要になります

2. 長寿時代の備え（財産マネージメント）

II - 2. 財産バランスを確認しましょう

換金性の高い財産 預貯金、投資信託、株式など

換金性の低い財産 不動産、自社株など

バランスの違いによる検討課題

財産バランス	検討が必要な場合や事項	対策
換金性高 > 換金性低	<ul style="list-style-type: none">・納税に関する心配がある場合・財産の配分 (生前贈与等を含め)	<ul style="list-style-type: none">・生前贈与や保険の活用・資産の組換えの活用・遺言の活用（承継先や配分）
換金性高 < 換金性低	<ul style="list-style-type: none">・不動産や自社株を後継者に優先して渡す必要がある場合・納税資金不足の場合	<ul style="list-style-type: none">・生前贈与 相続時精算課税制度の活用 遺言の活用（承継先や配分）・資金手当てが必要 不動産売却による資金化 延納・物納、借入

2. 長寿時代の備え（財産マネージメント）

Ⅲ. 財産管理の方法を考えましょう

身体能力や認知機能低下時にどのような財産管理をするかを検討

健康状態	検討事項	対策
身体能力 認知機能の低下 （外出や判断に 不安が生じる）	<ul style="list-style-type: none">・財産管理の目的を決め、家族や 専門家に代理人となってもらい機 能低下をカバーする・介護や施設入所費用など資金使 途を明確にし、浪費や犯罪からの 防衛	<ul style="list-style-type: none">・財産管理等委任契約・代理機能付き信託・民事信託・代理人届 など・解約制限付き信託・介護向け保険
認知症等で判断 能力が著しく衰え ている	<ul style="list-style-type: none">・生前の対策を行わず、どちらか と 言えば、家庭裁判所の指示など 受動的に制度を利用する	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度・後見制度支援信託/預金

2. 長寿時代の備え（財産マネジメント）

IV. 対策の一覧

判断能力や身体機能の低下と相続発生後に備え、財産面での様々な対策例

		はつらつ期	心配発生期	家族心配増大期	家族対処期
判断能力		○	○	△	×
身体機能		○	△	△	△
財産管理	制度・しくみ ・商品など	検討・ 実行	見直し 修正	成年後見制度 後見制度支援信託/預金	
		財産管理等委任契約			
		信託（代理機能付信託、民事信託、解約制限付）			
		保険（介護・医療）			
承継に向けた準備		生前贈与・死亡保険・資産組換え			
		遺言（承継者、遺贈者など）			

3. 専門家を活用する意味

【長寿時代に向けた考え方のポイント】

- ・準備には「時間」と「知識」「方法の選択」が重要です
- ・健康寿命等も踏まえ早めに検討を開始しましょう
- ・時代に合わせた制度の利用を家族の協力や専門家を活用し、補うことが重要
- ・自分の考えを家族とよく相談することも重要な時代に

専門家を活用することで、以下の様な具体的な提案に基づいた検討が可能になります。

- ①税制の変化（時代に合った商品の活用）
- ②民法の改正（居住権などの活用）
- ③不動産の将来に向けた活用方法の検討
- ④目的に沿って計画的な贈与の実施
- ⑤信託商品や保険の活用
- ⑥想いを伝えるための遺言の活用

ご清聴ありがとうございました

本資料は、講演会用に作成されたもので、保険や投資信託等の募集や勧誘を目的として作成したものではありません。

本資料は考え方の概略をお示しするものであり数値はあくまで概算です。

本資料は2020年10月1日現在の法令・税制等に基づいておおよその概要を説明しておりますが、将来変更される可能性があります。また、法令の詳細や税務申告にあたっては、弁護士やお近くの税務署や税理士などにご相談ください。本資料は、信頼できる情報源から得た情報に基づき作成したのですが、資料に記述した分析は一定の前提に基づくものであり、その正確性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を予測するものではありません。

本資料の内容に関するあらゆる損失に対して三菱UFJ信託銀行は責任を負いません。なお、本資料の無断複製、複写、転送等をご遠慮ください。